



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	新 行 政 推 進 室
○長崎県食品の安全・安心条例	食 品 安 全 ・ 消 費 生 活 課
○長崎県環境保全対策臨時基金条例の一部を改正する条例	未 来 環 境 推 進 課
○長崎県薬事審議会条例等の一部を改正する条例	薬 務 行 政 室
○長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	”
○長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	こ だ も 未 来 課
○長崎県幼保連携型認定こども園審議会条例	”
○長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	”
○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	”
○長崎県いじめ問題調査委員会条例	”

条 例

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第58号

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
福祉保健部関係	1～6 略 7 医師法（昭和23年法律第201号。以下この項において「法」という。）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ 政令第3条の規定による	略	福祉保健部関係	1～6 略 7 医師法（昭和23年法律第201号。以下この項において「法」という。）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ 政令第1条の規定による	略

<p>医師の免許の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>ウ 政令第5条第2項の規定による医籍の訂正の申請書等の受理及び送付に関すること。</p> <p>エ 政令第6条の規定による医籍の登録の抹消の申請書等の受理及び送付に関すること。</p> <p>オ 政令第8条第2項の規定による医師免許証の書換交付申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>カ 政令第9条第2項の規定による医師免許証の再交付の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>キ 政令第9条第5項及び第10条の規定による医師免許証の返納の受領及び送付に関すること。</p>		<p>医師の免許の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>ウ 政令第3条第2項の規定による医籍の訂正の申請書等の受理及び送付に関すること。</p> <p>エ 政令第4条の規定による医籍の登録の<u>ま</u>つ消の申請書等の受理及び送付に関すること。</p> <p>オ 政令第5条第2項の規定による医師免許証の書換交付申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>カ 政令第6条第2項の規定による医師免許証の再交付の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>キ 政令第6条第5項及び第7条の規定による医師免許証の返納の受領及び送付に関すること。</p>	
<p>8 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下この項において「法」という。）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 政令第3条の規定による歯科医師の免許の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>ウ 政令第5条第2項の規定による歯科医籍の訂正の申請書等の受理及び送付に関すること。</p> <p>エ 政令第6条の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請書等の受理及び送付に関すること。</p> <p>オ 政令第8条第2項の規定による歯科医師免許証の書換交付の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>カ 政令第9条第2項の規定による歯科医師免許証の再交付の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>キ 政令第9条第5項及び第10条の規定による歯科医師免許証の返納の受領及び送付に関すること。</p>	<p>略</p>	<p>8 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下この項において「法」という。）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 政令第1条の規定による歯科医師の免許の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>ウ 政令第3条第2項の規定による歯科医籍の訂正の申請書等の受理及び送付に関すること。</p> <p>エ 政令第4条の規定による歯科医籍の登録の<u>ま</u>つ消の申請書等の受理及び送付に関すること。</p> <p>オ 政令第5条第2項の規定による歯科医師免許証の書換交付の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>カ 政令第6条第2項の規定による歯科医師免許証の再交付の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。</p> <p>キ 政令第6条第5項及び第7条の規定による歯科医師免許証の返納の受領及び送付に関すること。</p>	<p>略</p>

9及び10 略		9及び10 略	
10の2 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 政令第1条の2の規定による診療放射線技師の免許の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。 イ 政令第1条の4第2項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請書等の受理及び送付に関すること。 ウ～オ 略	略	10の2 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 政令第1条の規定による診療放射線技師の免許の申請書等の受理及び送付並びに免許証の交付に関すること。 イ 政令第1条の3第2項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請書等の受理及び送付に関すること。 ウ～オ 略	略
11～16 略		11～16 略	
17 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～カ 略 キ 法第9条第2項の規定による病院の開設者の死亡又は失そうの届出の受理に関すること。 ク～ネ 略	略	17 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～カ 略 キ 法第9条第2項の規定による開設者の死亡又は失そうの届出の受理に関すること。 ク～ネ 略	略
17の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～カ 略 キ 法第9条第2項の規定による病院の開設者の死亡又は失そうの届出書等の受理及び送付に関すること。 ク～チ 略	略	17の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～カ 略 キ 法第9条第2項の規定による開設者の死亡又は失そうの届出書等の受理及び送付に関すること。 ク～チ 略	略
18～33 略		18～33 略	
34 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の規定による資金の貸付に関する申請書等の受理及び送付並びに決定通知書等の交付に関すること。	略	34 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条及び第32条の規定による資金の貸付に関する申請書等の受理及び送付に関すること。	略
35及び36 略		35及び36 略	
略		略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の長崎県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において新条例第2条の表市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものの施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

長崎県食品の安全・安心条例をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第59号

長崎県食品の安全・安心条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 食品の安全・安心の確保の推進に関する施策

第1節 推進体制（第8条－第12条）

第2節 食品の安全・安心の確保のための施策（第13条－第18条）

第3節 食品関連事業者の自主的な取組の促進（第19条－第21条）

第4節 食品に関する理解の促進と信頼の確保（第22条－第24条）

第3章 長崎県食品安全・安心委員会（第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

私たちは、食により生命を維持し、自己の生活にかなう食品を食して豊かさを実感するが、食品の安全性を信頼することではじめて、食生活の安心を得ることができる。

また、食品は、生産、製造、加工、流通、販売等の行程に携わる人びとのたゆまぬ努力に加え、科学技術の進歩、国際化の進展等により、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、より豊かな食生活を享受できるようになった。

しかしながら、今なお、食品の安全性や信頼を損なう事態がしばしば発生し、また一方では、氾濫する情報が消費者のみならず食品関連事業者も困惑させ、さらには風評被害や食品ロスへとつながることも懸念される。そのため、食品関連事業者の食品の安全・安心の確保に向けた一層の取組、行政による関係施策の充実、消費者のより正しい理解が求められている。

もとより、食品は、農場、漁場等で自然の恵みを直接受け生産されるものも多く、その恵みを持続させ、同時に食品の安全性を高めるには、農林漁業が環境に常に配慮しながら営まれる必要がある。当然、環境への配慮は、農場及び漁場以外の食品に関わる現場でも欠かせない。

また、県内各地で、多様な地理的・気象的条件のもと、それぞれの特性を生かした農林水産物が生産されるとともに、地域の歴史、伝統等と相まって独自の食文化や地場産品を生み、食を活かした地域活性化の取組等も次々に編み出されるなど、食品に関連する産業の裾野は広範に及ぶ。

したがって、県産食品に対する信頼性の向上は、広く産業の振興にも寄与するものであり、今後、人を呼んで栄える観光立県としての地位を更に高め、また、県産食品の販路拡大やブランド化等の高付加価値化により更なる所得向上を目指す際にも、必須の要件となる。

ここに、私たちは、安心して日々の豊かな食生活を送るとともに、美しい県土と海域を次世代へ継承しつつ広く食品関連産業の振興を図るため、県、関係事業者、県民全てが各々の責務と役割を積極的に果たすことにより、食品の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、それぞれの責務及び役割を積極的に果たすことにより、生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心の確保のための施策、関係者間の相互理解を

深めるための施策等を総合的に推進し、もって安全かつ安心な食品の生産及び供給の確保を図ることにより、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品の安全・安心の確保 食品に係る安全性の確保及び県民をはじめ本県の食品を喫食する全ての消費者（以下「県民等」という。）からの信頼の確保をいう。
- (2) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。
- (3) 食品等 食品並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定するものをいう。）、器具（同条第4項に規定するものをいう。）、容器包装（同条第5項に規定するものをいう。）及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。
- (4) 生産資材 肥料（肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定するものをいう。）、農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定するものをいう。）、飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。）、飼料添加物（同条第3項に規定するものをいう。）、動物用医薬品（医薬品医療機器等法第83条の2第1項に規定するものをいう。）その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- (5) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
- (6) 生産者 食品関連事業者のうち農林水産物の生産（採取を含む。）の事業を営む者及びこれらの者で構成される団体をいう。

(基本理念)

第3条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が、次に掲げる認識の下、食品等の生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階において適切に行われなければならない。

- (1) 県民等の健康の保護が最も重要であること。
- (2) 本県の食品の安全性の確保及び向上は、食品関連産業の振興及び県民生活の豊かさの向上にもつながること。
- 2 食品の安全性が確保されているかどうかの判断は、科学的根拠に基づき行われるべきものであり、食品に対する県民等の信頼確保のための施策は、食品を摂取する消費者の視点に立って必要な措置が講じられることを旨として、行われなければならない。
- 3 食品の安全・安心の確保は、県、食品関連事業者及び県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、食品に対する県民等の信頼を確保するため、関係法令、条例等（以下「関係法令等」という。）を遵守することはもとより、食品関連事業者としての倫理に従い、その事業活動を行うよう努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食品に関する適切な判断力を養うよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力し、及び意見を表明するよう努めること等によって、食品の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(環境の保全への配慮)

第7条 県は、食品の安全性の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境に配慮して行わなければならない。

2 県は、環境と調和した持続的な農林漁業を推進するため、環境への負荷の少ない生産方式の開発及びその普及のための施策を講じるものとする。

3 食品関連事業者は、自らが行う事業活動が環境に影響を与えることを認識し、その影響に配慮した事業活動に努めるものとする。

4 県民は、食品関連事業者が果たしている食品の安定供給、自然環境の保全等多面的機能に関する理解を深め、当該機能に配慮した消費活動に努めるものとする。

第2章 食品の安全・安心の確保の推進に関する施策

第1節 推進体制

(推進計画)

第8条 知事は、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策

(2) 食品関連事業者の自主的な食品の安全・安心の確保のための取組の促進に関する施策

(3) 県民に対する食品の安全・安心への理解の促進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、長崎県食品安全・安心委員会に諮問しなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を長崎県食品安全・安心委員会に報告し、かつ、これを公表するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国、他の都道府県、市町その他関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(関係者との連携及び協働)

第10条 県は、食品関連事業者、県民、消費者団体その他の関係者と連携し、又は協働して、食品の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(危機管理体制の整備)

第11条 県は、食品の安全・安心の確保に重大な影響を及ぼす事態の発生を未然に防止し、又は当該事態が発生した場合において迅速かつ適切に対処するための体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

(調査研究の推進)

第12条 県は、食品の安全性の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

第2節 食品の安全・安心の確保のための施策

(食品の安全性の確保のための措置)

第13条 知事は、食品等の生産から販売に至るまでの一連の食品供給行程の各段階において、食品の安全性を確保するため、食品衛生法その他関係法令等に基づき、監視、指導、検査等を実施し、必要な措置を講じるものとする。

(適正な食品表示の確保)

第14条 知事は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令に基づき、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講じるものとする。

(出荷の制限)

第15条 生産者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法第11条の規定により使用を禁止され、又は同法第12条第1項に規定する基準に違反して使用された農薬が使用された農林水産物である場合
- (2) 医薬品医療機器等法第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品等が使用された農林水産物である場合
- (3) 食品衛生法第11条に規定する規格基準に適合しない農林水産物である場合

(立入検査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者から必要な報告を求め、又は職員に農林水産物の生産活動の場所その他の必要な場所へ立ち入らせ、若しくは検査をさせることができるものとする。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第17条 知事は、第15条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、当該農林水産物の生産者に対し、当該農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとるよう勧告をすることができる。

2 知事は、安全な農林水産物を供給するため、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表をしようとする場合には、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急を要する場合は、この限りでない。

(危害情報の申出)

第18条 人の健康に悪影響が生じ、若しくは生じる疑いのある食品等又は生産資材に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令等の規定により、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは適切な措置を講じるものとする。

第3節 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(自主的な安全・安心の確保の取組の促進)

第19条 食品関連事業者は、法令等の遵守により食品の安全性を確保することはもとより、その安全性をより向上させるため、自らが行う食品等の生産、製造、加工、調理又は販売の各工程における課題を認識し、必要に応じ改善し、管理項目を定める等、自主的な管理水準の向上に努めなければならない。

2 食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たり、食品を摂取する消費者の視点に立った情報の提供の充実に努めるものとする。

3 県は、食品の安全・安心の確保に関する食品関連事業者の自主的な取組を促進するため、技術的な助言、指導等必要な支援を積極的に行うものとする。

(問題発生時の申出)

第20条 食品関連事業者は、生産、製造、輸入、加工、調理又は販売した食品等について、関係法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実を認めた場合において、直ちに必要な対策を講じるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその内容を県に対し申し出るよう努めるものとする。

2 県は、前項の規定による申出があった場合は、適切に助言を行うなど積極的に相談に応じなければならない。

(自主回収の報告)

第21条 食品関連事業者は、前条第1項に規定する対策として食品等の自主的な回収を行う場合は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合は、適切な助言、指導等を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による報告を受け、その内容を県民等に周知する必要があると認める場合は、当該情報を公表することができる。

第4節 食品に関する理解促進と信頼の確保

(情報の収集及び提供)

第22条 県は、食品の安全・安心の確保に関する情報の収集及び整理を行い、食品関連事業者及び県民に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

(相互理解の増進等)

第23条 県は、食品の安全・安心の確保の推進に関し、県民、食品関連事業者その他の関係者間において、相互理解を増進し、信頼関係を構築するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を実施するも

のとする。

(食育及び地産地消に関する施策との連携)

第24条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、食育及び地産地消に関する施策と連携して行うものとする。

第3章 長崎県食品安全・安心委員会

(長崎県食品安全・安心委員会)

第25条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策を円滑に推進し、かつ、県民の意見を施策に反映させるため、長崎県食品安全・安心委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) この条例によりその権限に属する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策、課題その他の重要な事項について調査審議すること。

3 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 消費者

(2) 食品関連事業者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、第3項第3号に規定する学識経験者のうちから定める。

6 副委員長は、委員の互選により定める。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第14条の規定(食品表示法に係る部分に限る。)は、施行日又は同法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例の廃止)

2 人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例(平成15年長崎県条例第70号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前に前項の条例(以下「旧条例」という。)の規定によってした立入検査、出荷停止等の勧告、公表その他の行為であって、旧条例に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

長崎県環境保全対策臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第60号

長崎県環境保全対策臨時基金条例の一部を改正する条例

長崎県環境保全対策臨時基金条例(平成21年長崎県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年9月30日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年9月30日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県薬事審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第61号

長崎県薬事審議会条例等の一部を改正する条例

第1条 長崎県薬事審議会条例（昭和38年長崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、長崎県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置き、同条第2項の規定に基づき、審議会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を<u>行う</u>。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を<u>行う</u>ことができない。</p> <p>3 略</p> <p>4 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を<u>行う</u>場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、長崎県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置き、同条第2項の規定に基づき、審議会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を<u>行なう</u>。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を<u>行なう</u>ことができない。</p> <p>3 略</p> <p>4 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を<u>行なう</u>場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。</p>

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第2条 附属機関の設置に関する条例（昭和29年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																		
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又はこれに<u>基づく</u>政令に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として別表に定める機関を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要がある場合においては、知事の附属機関として、地方自治法第251条に規定する長崎県自治紛争処理委員並びに公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第28条に規定するあっせん委員、第31条に規定する調停委員会及び第39条に規定する仲裁委員会を置くことができる。</p> <p>第2条 前条の附属機関の組織、委員その他の構成員及び附属機関の運営について必要な事項は、別に条例で定めるものを除く<u>ほか</u>、その属する執行機関が定める。</p> <p>別表（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">長崎県薬事審議会</td> <td style="text-align: center;"><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議及び意見の答申に関する事務</u></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	知事	略			長崎県薬事審議会	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議及び意見の答申に関する事務</u>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に<u>基</u>き、法律又はこれに<u>基く</u>政令に定めるものを除く<u>外</u>、県の執行機関の附属機関として別表に定める機関を置く。</p> <p>2 前項に定めるものの<u>外</u>、必要がある場合においては、知事の附属機関として、地方自治法第251条に規定する長崎県自治紛争処理委員並びに公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第28条に規定するあっせん委員、第31条に規定する調停委員会及び第39条に規定する仲裁委員会を置くことができる。</p> <p>第2条 前条の附属機関の組織、委員その他の構成員及び附属機関の運営について必要な事項は、別に条例で定めるものを除く<u>外</u>、その属する執行機関が定める。</p> <p>別表（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">長崎県薬事審議会</td> <td style="text-align: center;">薬事法第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議及び意見の答申に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	知事	略			長崎県薬事審議会	薬事法第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議及び意見の答申に関する事務
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務																	
知事	略																		
	長崎県薬事審議会	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議及び意見の答申に関する事務</u>																	
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務																	
知事	略																		
	長崎県薬事審議会	薬事法第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議及び意見の答申に関する事務																	

略	略
略	略

(人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例の一部改正)

第3条 人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例(平成15年長崎県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2～4 略 5 この条例において「動物用医薬品」とは、 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条の2第1項に規定するもの</u> をいう。 6 略 (農林水産物の安全性の確保) 第12条 略 2 生産者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1) 略 (2) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品が使用された農林水産物である場合</u> (3) 略	(定義) 第2条 略 2～4 略 5 この条例において「動物用医薬品」とは、 <u>薬事法(昭和35年法律第145号)第83条の2第1項に規定するもの</u> をいう。 6 略 (農林水産物の安全性の確保) 第12条 略 2 生産者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1) 略 (2) <u>薬事法第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品が使用された農林水産物である場合</u> (3) 略

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第62号

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県薬務関係手数料条例(平成12年長崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～30 略						1～30 略					
31	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)以下「医薬品医療機器等法」という。</u> 第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	略				31	薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	略			
32	<u>医薬品医療機器等法第4条第4</u>	略				32	薬事法第4条第4項の規定に基	略			

	項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査				づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査			
33	<p>医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「<u>医薬品医療機器等法施行令</u>」という。）第1条の5第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。34の項において「<u>整備政令</u>」という。）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付</p>	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換え交付手数料	略		<p>薬事法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。34の項において「<u>整備政令</u>」という。）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付</p>	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換え交付手数料	略	
34	<p>医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項若しくは第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許</p>	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可	略		<p>薬事法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証若しくは高度管理医療機器等の販</p>	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証再交付手数料	略	

	可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の再交付又は整備政令附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる整備政令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	証再交付手数料			貸業の許可証の再交付又は整備政令附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる整備政令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付		
35	医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	略		35	薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	略	
36	医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	略		36	薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	略	
37	医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付	略		37	薬事法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付	略	
38	医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付	略		38	薬事法第33条第1項の規定に基づく配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付	略	
39	医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付	略		39	薬事法第33条第1項の規定に基づく配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付	略	
40	医薬品医療機器等法第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者の試験の実施	略		40	薬事法第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者の試験の実施	略	
41	医薬品医療機器等法第36条の8	略		41	薬事法第36条の8第2項の規定	略	

			<p>(3) 薬局製造販売医薬品（医薬品医療機器等法施行令第3条に掲げる医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業に係る許可</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 特別審査対象外医薬部外品（医薬品医療機器等法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下同じ。）のみの製造販売業に係る許可</p> <p>(6) 略</p>				<p>(3) 薬局製造販売医薬品（薬事法施行令第3条第3号に掲げる医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業に係る許可</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 特別審査対象外医薬部外品（薬事法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品をいう。以下同じ。）のみの製造販売業に係る許可</p> <p>(6) 略</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 第1種医療機器製造販売業に係る許可</td> <td>1件</td> <td>155,300円</td> </tr> <tr> <td>(8) 第2種医療機器製造販売業に係る許可</td> <td>1件</td> <td>130,900円</td> </tr> <tr> <td>(9) 第3種医療機器製造販売業に係る許可</td> <td>1件</td> <td>98,200円</td> </tr> </table>	(7) 第1種医療機器製造販売業に係る許可	1件	155,300円	(8) 第2種医療機器製造販売業に係る許可	1件	130,900円	(9) 第3種医療機器製造販売業に係る許可	1件	98,200円
(7) 第1種医療機器製造販売業に係る許可	1件	155,300円														
(8) 第2種医療機器製造販売業に係る許可	1件	130,900円														
(9) 第3種医療機器製造販売業に係る許可	1件	98,200円														
49	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第2項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品</p> <p>の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可更新申請手数料</p>	(1)~(6) 略													
47	<p>薬事法第81条及び第12条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可更新申請手数料</p>	(1)~(6) 略			<table border="1"> <tr> <td>(7) 第1種医療機器</td> <td>1件</td> <td>125,900円</td> </tr> </table>	(7) 第1種医療機器	1件	125,900円							
(7) 第1種医療機器	1件	125,900円														

							製造販売業に係る許可の更新		
							(8) 第2種医療機器製造販売業に係る許可の更新	1件	104,200円
							(9) 第3種医療機器製造販売業に係る許可の更新	1件	79,100円
50	医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号又は第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第5条の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証書換え交付手数料	略				略		
51	医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号又は第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第6条の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証再交付手数料	略				略		
52	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(無菌)」という。)に係る許可 (2) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分	略			略		
48	薬事法第81条及び第23条並びに薬事法施行令第5条の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証書換え交付手数料	略				略		
49	薬事法第81条及び第23条並びに薬事法施行令第6条の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証再交付手数料	略				略		
50	薬事法第81条及び第13条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可申請手数料	(1) 薬事法施行規則第26条第1項第3号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(無菌)」という。)に係る許可 (2) 薬事法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(一般)」とい	略			略		

							(13) 薬事法 施行規則 第26条第 5項第3 号に掲げ る区分 (以下「医 療機器製 造区分 (一般)」 という。) に係る許 可	1件	66,800円
							(14) 薬事法 施行規則 第26条第 5項第4 号に掲げ る区分 (以下「医 療機器製 造区分 (包装、表 示又は保 管)」と いう。)に 係る許可	1件	31,900円
53	医薬品医療機器 等法施行令第80 条第2項第3号 の規定に基づく 医薬品医療機器 等法第13条第3 項の規定による 医薬品、医薬部 外品又は化粧品 の製造業の許可 の更新の申請に 対する審査	医薬品、医 薬部外品又 は化粧品の 製造業許可 更新申請手 数料	(1)～(3) 略				(1)～(3) 略		
							(4) 体外診 断用医薬 品製造区 分(一般) に係る許 可の更新	1件	42,400円
							(5) 体外診 断用医薬 品製造区 分(包装、 表示又は 保管)に 係る許可 の更新	1件	21,400円
			(4)～(9) 略				(6)～(11) 略		
							(12) 医療機 器製造区 分(滅菌) に係る許 可の更新	1件	56,700円
							(13) 医療機 器製造区 分(一般) に係る許 可の更新	1件	42,400円
51	薬事法第81条及 び第13条第3項 の規定に基づく 医薬品、医薬部 外品、化粧品又 は医療機器の製 造業の許可の更 新の申請に対す る審査	医薬品、医 薬部外品、 化粧品又は 医療機器の 製造業許可 更新申請手 数料							

						(4) 医療機器製造区分(包装、表示又は保管)に係る許可の更新	1件	21,400円
54	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品 <small>の製造所に係る許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</small>	医薬品、医薬部外品又は化粧品 <small>の製造業に係る許可区分の変更又は追加許可申請手数料</small>	(1)~(3) 略		52	薬事法第81条及び第13条第6項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造所に係る許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業に係る許可区分の変更又は追加許可申請手数料	(1)~(3) 略
						(4) 体外診断用医薬品製造区分(一般)の変更又は追加に係る許可	1件	51,200円
						(5) 体外診断用医薬品製造区分(包装、表示又は保管)の変更又は追加に係る許可	1件	25,400円
			(4)~(8) 略			(6)~(10) 略		
						(11) 医療機器製造区分(滅菌)の変更又は追加に係る許可	1件	72,100円
						(12) 医療機器製造区分(一般)の変更又は追加に係る許可	1件	51,200円
						(13) 医療機器製造区分(包装、表示又は保管)の変更又は追加に係る許可	1件	25,400円
55	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項の規定による	略			53	薬事法第81条及び第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査	略	

	医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査			
56	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略		
57	医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号又は第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第12条の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証書換え交付手数料	略	
58	医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号又は第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第13条の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証再交付手数料	略	
59	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同法第14条第1項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	医薬品又は医薬部外品の承認申請時又は一部変更承認申請時のGMP適合性調査手数料	(1)～(3) 略	
54	薬事法第81条及び第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略		
55	薬事法第81条及び第23条（同法第40条の3において準用する場合を含む。）並びに薬事法施行令第12条（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証書換え交付手数料	略	
56	薬事法第81条及び第23条（同法第40条の3において準用する場合を含む。）並びに薬事法施行令第13条（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証再交付手数料	略	
57	薬事法第81条及び第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第14条第1項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認申請時又は一部変更承認申請時のGMP適合性調査手数料	(1)～(3) 略	

<p>等法第14条第6項の規定による同法第14条第1項の承認の取得後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>		<p>後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>	<p>性調査手数料</p>										
				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 481 1262 857">(4) 体外診断用医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査</td> <td data-bbox="1262 481 1337 857">1件</td> <td data-bbox="1337 481 1465 857">70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 857 1262 1232">(5) 体外診断用医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査</td> <td data-bbox="1262 857 1337 1232">1件</td> <td data-bbox="1337 857 1465 1232">30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</td> </tr> </table>	(4) 体外診断用医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。	(5) 体外診断用医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。			
(4) 体外診断用医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。											
(5) 体外診断用医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。											
	<p>(4)~(6) 略</p>			<p>(6)~(8) 略</p>									
				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 1272 1262 1648">(9) 医療機器製造区分(滅菌)に係る適合性調査</td> <td data-bbox="1262 1272 1337 1648">1件</td> <td data-bbox="1337 1272 1465 1648">100,500円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 1648 1262 2024">(10) 医療機器製造区分(一般)に係る適合性調査</td> <td data-bbox="1262 1648 1337 2024">1件</td> <td data-bbox="1337 1648 1465 2024">70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 2024 1262 2078">(11) 医療機器製造区</td> <td data-bbox="1262 2024 1337 2078">1件</td> <td data-bbox="1337 2024 1465 2078">30,600円 ただし、調</td> </tr> </table>	(9) 医療機器製造区分(滅菌)に係る適合性調査	1件	100,500円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。	(10) 医療機器製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。	(11) 医療機器製造区	1件	30,600円 ただし、調
(9) 医療機器製造区分(滅菌)に係る適合性調査	1件	100,500円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。											
(10) 医療機器製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。											
(11) 医療機器製造区	1件	30,600円 ただし、調											

							分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	検査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える検査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(7) 外部試験検査機関に係る適合性調査	略			(12) 外部試験検査機関又は外部設計開発管理機関に係る適合性調査	
61	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造しようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	輸出用医薬品又は医薬部外品の製造時のGMP適合性調査手数料	(1)~(3) 略		59	薬事法第81条及び第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造しようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造時のGMP適合性調査手数料	(1)~(3) 略
							(4) 体外診断用医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件 32,500円
							(5) 体外診断用医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件 15,200円
			(4)~(6) 略				(6)~(8) 略	
							(9) 医療機器製造区分(滅菌)に係る適合性調査	1件 47,200円
							(10) 医療機器製造区分(一般)に係る適合性調査	1件 32,500円
							(11) 医療機器製造区分(包装、表示又は保管)に	1件 15,200円

			(7) 外部試験検査機関に係る適合性調査	略			係る適合性調査		
62	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造の開始後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	輸出用医薬品又は医薬部外品の定期的なGMP適合性調査手数料	(1)~(3) 略		60	薬事法第81条及び第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造の開始後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的なGMP適合性調査手数料	(1)~(3) 略	
							(4) 体外診断用医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
							(5) 体外診断用医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(4)~(6) 略				(6)~(8) 略		
							(9) 医療機器製造区分(滅菌)に係る適合性調査	1件	100,500円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

			(7) 外部試験検査機関に係る適合性調査	略				(10) 医療機器製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
								(11) 医療機器製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
								(12) 外部試験検査機関又は外部設計開発管理機関に係る適合性調査	略	
63	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可申請手数料	(1) 第1種医療機器製造販売業に係る許可	1件	155,300円					
			(2) 第2種医療機器製造販売業に係る許可	1件	130,900円					
			(3) 第3種医療機器製造販売業に係る許可	1件	98,200円					
			(4) 体外診断用医薬品製造販売業に係る許可	1件	130,900円					
64	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	(1) 第1種医療機器製造販売業に係る許可の更新	1件	125,900円					

	第2項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査				
		(2) 第2種医療機器製造販売業に係る許可の更新	1件	104,200円	
		(3) 第3種医療機器製造販売業に係る許可の更新	1件	79,100円	
		(4) 体外診断用医薬品製造販売業に係る許可の更新	1件	104,200円	
65	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号又は第4項第1号の規定に基づく同令第37条の2第1項又は第43条の4第1項の規定による医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品製造販売業の許可証の書換え交付	医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品製造販売業の許可証書換え交付手数料	1件	2,000円	
66	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号又は第4項第1号の規定に基づく同令第37条の3第1項及び第43条の5第1項の規定による医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品製造販売業の許可証の再交付	医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品製造販売業の許可証再交付手数料	1件	2,900円	
67	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品の製造販売業許可申請手数料	1件	155,300円	

68	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品の製造販売業許可更新申請手数料		1件	125,900円
69	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料	(1) 医療機器の製造業の登録	1件	37,600円
			(2) 体外診断用医薬品の製造業の登録	1件	37,600円
70	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料	(1) 医療機器の製造業の登録の更新	1件	24,800円
			(2) 体外診断用医薬品の製造業の登録の更新	1件	24,800円
71	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく同令第37条の9第1項（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料		1件	2,000円
72	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく	医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業		1件	2,900円

	同令第37条の10第1項（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付	の登録証又は医療機器の修理業の許可証再交付手数料					
73	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第2項の規定による医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	略					
74	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	略					
75	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第5項の規定による医療機器の事業所に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	略					
76	薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条第2号の規定によりなお従前の例によるとされた改正前の薬事法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第14条第1項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	体外診断用医薬品又は医療機器の承認申請時又は一部変更承認申請時のGMP適合性調査手数料	(1) 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成	1件	32,500円		
61	薬事法第81条及び第40条の2第2項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	略					
62	薬事法第81条及び第40条の2第3項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	略					
63	薬事法第81条及び第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の事業所に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	略					

		26年厚生労働省令第87号)第1条の規定による改正前の薬事法施行規則(以下「旧省令」という。)第26条第2項第2号に掲げる区分に係る適合性調査		
		(2) 旧省令第26条第2項第3号に掲げる区分に係る適合性調査	1件	15,200円
		(3) 旧省令第26条第5項第2号に掲げる区分に係る適合性調査	1件	47,200円
		(4) 旧省令第26条第5項第3号に掲げる区分に係る適合性調査	1件	32,500円
		(5) 旧省令第26条第5項第4号に掲げる区分に係る適合性調査	1件	15,200円
		(6) 体外診断用医薬品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係る適合性調査	1件	15,200円

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第63号

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 この条例で定める設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第4条 知事は、長崎県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年長崎県条例第64号）第1条の規定に基づき設置された長崎県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、30人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員 数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2) この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

(3) この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

(4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第24条第1項において読み替えて準用する長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第51条（後段を除く。第8条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員
- (4) 保健師又は看護師（乳児を入所させる幼保連携型認定こども園に限る。）
（園舎及び園庭）

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第24条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第50条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第24条第1項において準用する同条例第50条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面 積	
1学級	180	平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	平方メートル

- (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面 積	
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

- (2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積
（園舎に備えるべき設備）

第8条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第24条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基

準条例第51条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするもの（立ち歩きを始めたものを含む。）の数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

（園具及び教具）

第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下とすること。

2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（教育及び保育の内容）

第11条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）に基づくとともに、次に掲げる事項について、規則で定める内容に即したものとする。

(1) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

(2) 小学校における教育との連携

(3) 食育の推進

（子育て支援事業の内容）

第12条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

2 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業は、規則で定める事項に留意して実施しなければならない。

3 前項の子育て支援事業の種類、回数等実施内容を決定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ市町の意見を聴くものとする。

(学校環境衛生基準)

第13条 幼保連携型認定こども園の設置者は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第6条第1項の規定により文部科学大臣が定める学校環境衛生基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)に照らしてその設置する幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の長は、学校環境衛生基準に照らし、幼保連携型認定こども園の環境衛生に関し、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために、必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(園児の健康診断)

第14条 法第27条の規定により準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断は、入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。)ことを原則とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由により当該時期に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

(職員の健康診断)

第15条 法第27条の規定により準用する学校保健安全法第15条第1項の健康診断は、毎学年、幼保連携型認定こども園の設置者が定める適切な時期に行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由により当該時期に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

(記録の整備)

第16条 幼保連携型認定こども園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、園児に対する教育及び保育の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(運営規程)

第17条 幼保連携型認定こども園は、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 幼保連携型認定こども園は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、園児に対する教育及び保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、園児に対する教育及び保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(運営の状況に関する評価)

第19条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業(第21条において「教育及び保育等」という。)の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第20条 幼保連携型認定こども園の設置者は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者(当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第21条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

(掲示)

第22条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第23条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

（児童福祉施設基準条例の準用）

第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条から第11条まで、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第3項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により県が条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第4条第4項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	入所者等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項	児童の	園児の
第7条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第9条の見出し及び第9条、第12条第1項並びに第13条第2項、第3項及び第5項	入所者等	園児
第9条	又は入所	又は入園
第10条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第11条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第13条第1項	入所者等	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第8条	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第24条第2項において読み替えて準用する第8条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条及び第20条第1項	入所者等	園児

第20条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
第50条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第50条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第50条第7号イ	施設又は設備	設備
第50条第7号ウ	施設及び設備	設備
第50条第7号カ	乳幼児	園児
第51条	第13条第1項	調理室の確保が困難である特段の事情がある場合は、長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第24条第1項において読み替えて準用する第13条第1項
	幼児	園児
第55条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

（幼稚園設置基準の準用）

第25条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

2 第6条第3項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

できる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他の事情により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第7条第3項	第24条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第50条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第7条第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3) 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面 積	2学級以下	330+30×(学級数-1) 平方メートル	3学級以上	400+80×(学級数-3) 平方メートル	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3) 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面 積	2学級以下	330+30×(学級数-1) 平方メートル	3学級以上	400+80×(学級数-3) 平方メートル
学級数	面 積													
2学級以下	330+30×(学級数-1) 平方メートル													
3学級以上	400+80×(学級数-3) 平方メートル													
学級数	面 積													
2学級以下	330+30×(学級数-1) 平方メートル													
3学級以上	400+80×(学級数-3) 平方メートル													
第8条第6項	<p>(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないもの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするもの（立ち歩きを始めたものを含む。）の数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないもの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするもの（立ち歩きを始めたものを含む。）の数を乗じて得た面積</p>												

- 6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他の事情により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第7条第3項	第24条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例						
第7条第6項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2) 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面 積	1学級	180 平方メートル	2学級以上	320+100×(学級数-2) 平方メートル	<p>(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p>
学級数	面 積							
1学級	180 平方メートル							
2学級以上	320+100×(学級数-2) 平方メートル							
第7条第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p>	<p>(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>						

学級数	面 積
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$ 平方メートル
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$ 平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が通常徒歩により移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (3) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (4) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (5) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（準備行為）

8 一部改正法の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可のその他の行為は、施行日前においても新法及びこの条例の定めるところにより行うことができる。

長崎県幼保連携型認定こども園審議会条例をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第64号

長崎県幼保連携型認定こども園審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により知事の権限に属させられた事項を調査審議するため、長崎県幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員6人で組織する。

- 2 委員は、幼児の教育及び保育に関し、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 審議会の委員の任期は4年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（議事参与の制限）

第5条 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。ただし、

会議に出席し、発言することを妨げない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
(準備行為)
- 2 一部改正法の規定による改正後の法第17条第1項の認可の手續その他の行為を行うために必要な手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第65号

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年長崎県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の類型)</p> <p>第3条 <u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園</u>(以下「<u>認定こども園</u>」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当し、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。</p> <p>(1) <u>幼稚園型認定こども園</u> 次のいずれかに該当する施設をいう。 ア <u>幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)</u>に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する<u>教育を行う幼稚園</u></p> <p>イ <u>幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア) 当該施設を構成する<u>保育機能施設</u>において、満3</p>	<p>(認定こども園の類型)</p> <p>第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当し、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。</p> <p>(1) <u>幼保連携型認定こども園</u> <u>幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)</u>が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア <u>当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの</u> イ <u>当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの</u></p> <p>(2) <u>幼稚園型認定こども園</u> 次のいずれかに該当する施設をいう。 ア <u>幼稚園教育要領(学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)</u>に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する幼児(以下「保育に欠ける幼児」という。)</u>である者に対する<u>保育を行う幼稚園</u></p> <p>イ <u>幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)</u>のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの ア) 当該施設を構成する<u>認可外保育施設</u>において、満</p>

歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

- (イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの
- (2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

（職員の配置）

第4条 略

2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし常時2人を下回ってはならない。

(1) 略

(2) 満1歳以上満3歳未満の子ども おおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね20人につき1人以上

(4) 満4歳以上の子ども おおむね30人につき1人以上

3 認定こども園における満3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間において、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下とする。

（職員の資格）

第5条 略

2 前条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

3 前条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち、満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格のいずれも有する者でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する者は、この限りでない。

4 略

5 第3項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち

3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

- (イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの
- (3) 保育所型認定こども園 保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町における児童福祉法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

- (4) 地方裁量型認定こども園 保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

（職員の配置）

第4条 略

2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の保育に従事する者を置かなければならない。ただし常時2人を下回ってはならない。

(1) 略

(2) 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）
おおむね30人につき1人以上

(4) 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）
おおむね20人につき1人以上

(5) 満4歳以上の子どものうち長時間利用児 おおむね30人につき1人以上

3 認定こども園における満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間において、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下とする。

（職員の資格）

第5条 略

2 前条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち、満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

3 前条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち、満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、規則で定める要件に適合する者は、この限りでない。

4 略

5 第3項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち

教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その選任が困難であるときは、規則で定めるところにより、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事ができる。

(施設設備)

第6条 幼稚園型認定こども園(第3条第1号イに規定するものに限る。)については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、規則で定める要件を満たすときは、この限りでない。

2 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第4項ただし書において同じ。)は、次の表に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第4項本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、第4項本文及び第9項)に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

略

3 略

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積が第2項本文に規定する要件を満たすときは、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第1号の要件を満たすときは第2号の要件を、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第2号の要件を満たすときは、第1号の要件を満たすことを要しない。

(1) 略

(2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どものついて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

略

6及び7 略

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項に規定する施設のほか、乳児室又はほふ

長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その選任が困難であるときは、規則で定めるところにより、当該長時間利用児の保育に従事する者とする事ができる。

(施設設備)

第6条 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(第3条第2号イに規定するものに限る。)については、それぞれの用に供される建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であつて、規則で定める要件を満たすときは、この限りでない。

2 認定こども園の園舎の面積(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第4項ただし書において同じ。)は、次の表に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第4項本文(満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、第4項本文及び第8項)に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

略

3 略

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積が第2項本文に規定する要件を満たすときは、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第1号の要件を満たすときは第2号の要件を、既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第2号の要件を満たすときは、第1号の要件を満たすことを要しない。

(1) 略

(2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳に満たない子どものついて前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

略

6及び7 略

8 認定こども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、第3項に規定する施設のほか、乳児室又はほふ

く室を設けなければならない。この場合において、これらの施設の面積は、当該子どものうち、ほふくをしない子どもの場合にあつては、1人につき1.65平方メートル以上、ほふくをする子ども（立ち歩きを始めたものを含む。）の場合にあつては、1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容）

第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関する指針で定めるものをいう。）に基づくとともに、認定こども園に固有の事情に配慮し、次に掲げる事項について規則で定める内容に即したものとす。

- (1) 略
- (2) 認定こども園として配慮すべき内容
- (3)～(7) 略

（保育者等の資質の向上）

第8条 認定こども園においては、規則で定める事項に留意して、認定こども園の長及び子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。

第9条 略

2 前項の子育て支援事業の種類、回数等実施内容を決定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ市町の意見を聴くものとする。

（管理運営等）

第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- (2) 略
- (3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。
- (4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
- (5)～(8) 略
- (9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表、活用等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町との連携を図り、その受入れに適切に配慮すること。

(11)及び(12) 略

（委任）

第11条 略

ほふく室を設けなければならない。この場合において、これらの施設の面積は、当該子どものうち、ほふくをしない子どもの場合にあつては、1人につき1.65平方メートル以上、ほふくをする子どもの場合にあつては、1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容）

第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関する指針で規則で定めるものをいう。）に基づくとともに、認定こども園に固有の事情に配慮し、次に掲げる事項について規則で定める内容に即したものとす。

- (1) 略
- (2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
- (3)～(7) 略

（保育者の資質の向上等）

第8条 認定こども園においては、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

第9条 略

2 前項の子育て支援事業の種類、回数等実施内容を決定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ市町の長等の意見を聴くものとする。

（管理運営等）

第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 認定こども園の長は、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- (2) 略
- (3) 保育に欠ける幼児に対する保育時間は、1日につき8時間以上として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮し定められていること。
- (4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける幼児に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
- (5)～(8) 略
- (9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮すること。

(11)及び(12) 略

（へき地保育所における特例）

第11条 知事は、認定こども園の認定を受けようとする施設がへき地保育所（児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であつて、規則で定めるものをいう。）であり、就学前の子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、第5条、第6条及び第9条に規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。

（委任）

第12条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日（以下、「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第66号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 保育所（第49条—第59条）</p> <p>第6章 児童厚生施設（第60条—第63条）</p> <p>第7章 児童養護施設（第64条—第74条）</p> <p>第8章 福祉型障害児入所施設（第75条—第85条）</p> <p>第9章 医療型障害児入所施設（第86条—第92条）</p> <p>第10章 福祉型児童発達支援センター（第93条—第101条）</p> <p>第11章 医療型児童発達支援センター（第102条—第107条）</p> <p>第12章 情緒障害児短期治療施設（第108条—第116条）</p> <p>第13章 児童自立支援施設（第117条—第128条）</p> <p>第14章 児童家庭支援センター（第129条—第131条）</p> <p>第15章 雑則（第132条）</p> <p>附則</p> <p>（入所者等の健康診断）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所者等の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置、助産の実施、母子保護の実施、保育の提供、法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除又は停止等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>（規程）</p> <p>第17条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 保育所は、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>（職員配置）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 保育所（第49条—第63条）</p> <p>第6章 児童厚生施設（第64条—第67条）</p> <p>第7章 児童養護施設（第68条—第78条）</p> <p>第8章 福祉型障害児入所施設（第79条—第89条）</p> <p>第9章 医療型障害児入所施設（第90条—第96条）</p> <p>第10章 福祉型児童発達支援センター（第97条—第105条）</p> <p>第11章 医療型児童発達支援センター（第106条—第111条）</p> <p>第12章 情緒障害児短期治療施設（第112条—第120条）</p> <p>第13章 児童自立支援施設（第121条—第132条）</p> <p>第14章 児童家庭支援センター（第133条—第135条）</p> <p>第15章 雑則（第136条）</p> <p>附則</p> <p>（入所者等の健康診断）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所者等の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>（規程）</p> <p>第17条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>（職員配置）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第</p>

3～5 略

(設備の基準)

第50条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略		
4階以上	常用	略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定

1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児おおむね30人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児おおむね20人につき1人以上)、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。

3～5 略

(職員配置の特例)

第50条 幼保連携型認定こども園(長崎県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年長崎県条例第64号)第3条第1号に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)であつて、満3歳以上の幼児につき前条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定(満3歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

2 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による知事の承認については、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。

4 前3項の規定は、幼保連携型認定こども園の運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第1項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略		
4階以上	常用	略
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

する構造の屋内階段（同条第1項の場合にあっては、当該階段の構造が、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室がバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造であるものに限る。）

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ〜ク 略

（食事の特例）

第51条 略

（保育時間）

第52条 保育所における保育時間は、1日につき8時間以上11時間以下を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

ウ〜ク 略

（設備基準の特例）

第52条 特例幼保連携保育所の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、前条第5号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
1学級	180 平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積に、満2歳以上満3歳に満たない幼児につき前条第5号の規定により算定した面積を加えた面積以上であるときは、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面 積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

3 前2項の規定は、幼保連携型認定こども園の運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。

（食事の特例）

第53条 略

（保育時間）

第54条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

第53条～第58条 略

第59条～第69条 略

(自立支援計画の策定)

第70条 児童養護施設の長は、第68条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第71条～第76条 略

(生活指導及び学習指導)

第77条 略

2 第69条第2項の規定は、福祉型障害児入所施設における学習指導について準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第78条 略

2 前項に規定するほか、第69条第3項の規定は、福祉型障害児入所施設における職業指導について準用する。

第79条～第82条 略

(児童と起居を共にする職員)

第83条 第72条の規定は、福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）について準用する。

第84条～第87条 略

(心理学的及び精神医学的診査)

第88条 第81条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査について準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第89条 略

(児童と起居を共にする職員等)

第90条 第72条、第77条、第78条及び第80条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡について準用する。

2 第79条の規定は、医療型障害児入所施設の長の計画の策定について準用する。

(服薬管理)

第91条 第84条の規定は、医療型障害児入所施設における入所者の服薬の管理について準用する。

第92条～第94条 略

(生活指導及び計画の策定)

第95条 第77条第1項及び第79条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の策定について準用する。

第55条～第60条 略

(公正な選考)

第61条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、同法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第62条 保育所が、法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第63条～第73条 略

(自立支援計画の策定)

第74条 児童養護施設の長は、第72条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第75条～第80条 略

(生活指導及び学習指導)

第81条 略

2 第73条第2項の規定は、福祉型障害児入所施設における学習指導について準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第82条 略

2 前項に規定するほか、第73条第3項の規定は、福祉型障害児入所施設における職業指導について準用する。

第83条～第86条 略

(児童と起居を共にする職員)

第87条 第76条の規定は、福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）について準用する。

第88条～第91条 略

(心理学的及び精神医学的診査)

第92条 第85条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査について準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第93条 略

(児童と起居を共にする職員等)

第94条 第76条、第81条、第82条及び第84条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡について準用する。

2 第83条の規定は、医療型障害児入所施設の長の計画の策定について準用する。

(服薬管理)

第95条 第88条の規定は、医療型障害児入所施設における入所者の服薬の管理について準用する。

第96条～第98条 略

(生活指導及び計画の策定)

第99条 第81条第1項及び第83条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の策定について準用する。

<p>(保護者等との連絡)</p> <p>第96条 略</p> <p>(心理学的及び精神医学的診査)</p> <p>第97条 第81条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査について準用する。</p> <p>(入所した児童に対する健康診断)</p> <p>第98条 略</p> <p>(服薬管理)</p> <p>第99条 第84条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける入所者の服薬の管理について準用する。</p> <p>第100条～第104条 略</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第105条 第77条第1項、第79条及び第96条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の策定及び保護者等との連絡について準用する。</p> <p>(服薬管理)</p> <p>第106条 第84条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける入所者等の服薬の管理について準用する。</p> <p>(地域支援等)</p> <p>第107条 第101条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける地域支援等について準用する。</p> <p>第108条～第113条 略</p> <p>(児童と起居を共にする職員)</p> <p>第114条 第72条の規定は、情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員について準用する。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第115条 略</p> <p>(地域支援)</p> <p>第116条 略</p> <p>(職員配置)</p> <p>第117条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第108条第3項の規定は、前項の心理療法担当職員について準用する。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第118条～第120条 略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第121条 略</p> <p>2 第67条(第2号ただし書を除く。)の規定は、前項に規定する設備以外の設備について準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</p> <p>(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第122条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第69条(第2項を除く。)の規定は、児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整について準用する。</p> <p>第123条～第128条 略</p> <p>(職員配置)</p> <p>第129条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務(第131条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第130条～第132条 略</p>	<p>(保護者等との連絡)</p> <p>第100条 略</p> <p>(心理学的及び精神医学的診査)</p> <p>第101条 第85条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査について準用する。</p> <p>(入所した児童に対する健康診断)</p> <p>第102条 略</p> <p>(服薬管理)</p> <p>第103条 第88条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける入所者の服薬の管理について準用する。</p> <p>第104条～第108条 略</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第109条 第81条第1項、第83条及び第100条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の策定及び保護者等との連絡について準用する。</p> <p>(服薬管理)</p> <p>第110条 第88条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける入所者等の服薬の管理について準用する。</p> <p>(地域支援等)</p> <p>第111条 第105条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける地域支援等について準用する。</p> <p>第112条～第117条 略</p> <p>(児童と起居を共にする職員)</p> <p>第118条 第76条の規定は、情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員について準用する。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第119条 略</p> <p>(地域支援)</p> <p>第120条 略</p> <p>(職員配置)</p> <p>第121条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第112条第3項の規定は、前項の心理療法担当職員について準用する。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第122条～第124条 略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第125条 略</p> <p>2 第71条(第2号ただし書を除く。)の規定は、前項に規定する設備以外の設備について準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</p> <p>(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第126条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第73条(第2項を除く。)の規定は、児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整について準用する。</p> <p>第127条～第132条 略</p> <p>(職員配置)</p> <p>第133条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務(第135条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第134条～第136条 略</p>
--	---

(長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(従業者)</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）<u>第75条第1項</u>に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 略</p>	<p>(従業者)</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）<u>第79条第1項</u>に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 略</p>

（長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(従業者)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第75条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 略</p>	<p>(従業者)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第79条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

長崎県いじめ問題調査委員会条令をここに公布する。

平成26年10月10日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第67号

長崎県いじめ問題調査委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、長崎県いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議を行い、その審議の結果を報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他いじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による任命の日から知事に対する調査審議の結果の報告の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、調査員を置くことができる。

2 調査員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(秘密の保持)

第8条 委員及び調査員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(罰則)

第10条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通(八二四)二二二一
(八九五)二二二一
六

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永 岩永印刷
泰 明所